

◆業種別ガイドラインは、**各業界団体が業態を踏まえた適切な感染防止策を取りまとめ、各事業者の事業活動における感染対策に役立てられている。**

○令和2年5月、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、業種ごとに感染拡大を予防するガイドラインを作成（総数は196）。

◆これまでも、各業界において見直されているが、**多くが昨年の内容。**

○令和3年8月、感染力の強いデルタ株の流行等を踏まえ、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、全ての業種別ガイドラインについて見直しを依頼し、改訂。その後、見直されているのは一部にとどまる。

◆平時への移行のプロセスの一環として、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、業種別ガイドラインが合理的な内容となるよう、感染対策等に関する**最新の情報と見直しのポイントをコロナ室で集約して分かりやすく各業界団体に周知し、適時・適切な見直しを促進。**

○令和4年6月15日、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議

「業界が自主的に作成する業種別ガイドラインについて、政府として適切に作成支援を行うこと。」

○令和4年9月1日、全国知事会の緊急提言「各業界で定めている『業種別ガイドライン』については、これまでに蓄積してきた専門家組織の知見に基づき、速やかに見直しを行うよう各業界に対して働き掛けるとともに、適切な支援を行うこと。」

○今後、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、オミクロン株の特性を踏まえた感染対策等の最新情報と業種別ガイドラインの見直しのポイントを情報提供し、合理的な内容への見直しを促進。

【主な見直しのポイント】

- ・適切なマスクの着用（つけなくてもよい場面の明示 など）
- ・適切な対人距離（大声なしの場面では「人と人が触れ合わない距離の確保」 など）
- ・効果的な換気（エアロゾル対策、必要な換気量、空気の流れ など）
- ・濃厚接触者に関する扱い（事業所等では基本的に求めない、待機期間の短縮 など）
- ・療養に関する扱い（療養期間の短縮、健康フォローアップセンターへの登録・活用、療養証明書・陰性証明書は不要 など）